

第 2 期愛知県障害福祉計画について

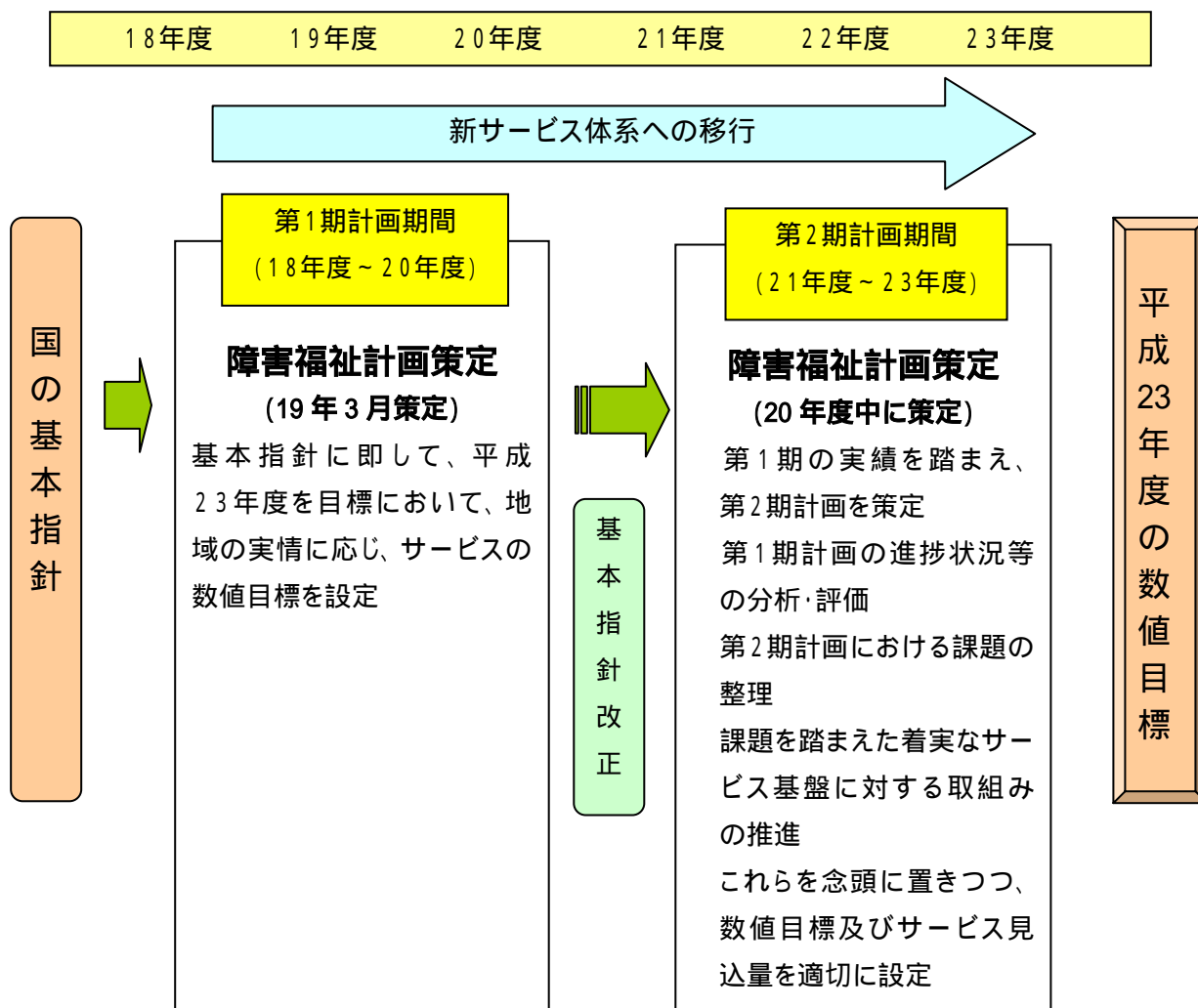
計画策定の趣旨

身体・知的・精神障害といった障害種別ごとにそれぞれ異なる法律に基づいて提供されていた福祉サービスについて、障害種別を越えて提供体制を市町村に一元化し、障害のある人が地域で安心して暮らせる社会の実現をめざす障害者自立支援法が平成 18 年 4 月から施行された。

障害者自立支援法では、都道府県及び市町村に障害福祉計画の策定を義務づけ、都道府県は、国の基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めることとしている。

このため、本県では旧体系の福祉施設が新たなサービス体系への移行を完了する平成 23 年度を目標に、平成 18 年度から 20 年度の 3 年間ににおける具体的な数値目標及び取組を定めた第 1 期愛知県障害福祉計画を策定した。

計画期間及び計画の見直し



第1期愛知県障害福祉計画 (計画期間：18年度～20年度)

主な内容

計画の基本的考え方

障害のある人が、その能力と適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスや相談支援等の数値目標を設定し、地域において、適切なサービスを提供できる体制の整備に計画的に取り組む。

地域生活移行についての数値目標の設定と対応

- ・福祉施設の入所者の地域生活への移行(23年度末 640人)
- ・入院中の精神障害者の地域生活への移行(23年度末 835人)
- ・福祉施設から一般就労への移行(23年度における年間就労 480人)

障害福祉サービスの見込量と確保策 等

見直し

国の基本指針の主な改正内容(案)

- 障害保健福祉圏域単位を基準としたサービス基盤整備の促進等に関する規定の追加
- 障害者の地域生活への移行の一層の促進に関する規定の追加
- 一般就労への移行支援強化
- 相談支援体制の充実・強化

第2期愛知県障害福祉計画

(計画期間：21年度～23年度)

《計画策定の考え方》

計画は国の「基本指針」に即して見直しをする。

計画の基本的考え方及び地域生活への移行の数値目標は、原則、第1期計画を踏襲する。

目標達成に向けた取組、障害福祉サービスの見込量と確保策は、見直しの方向で検討する。

(見直しにあたっては、市町村と連携を図りながら、各地域でのサービス状況、関係事業者の状況等について現状分析を行い、平成23年度の目標値や各年度のサービス見込量についても検証を行う。)

障害児施設については、障害者自立支援法施行後3年を目途に施設体系の再編等について必要な検討を行うこととされており、国の動向を踏まえ対応する。